

議案第19号

飯能市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市空家等対策協議会条例（平成31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月22日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市空家等対策協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。) <u>第8条第1項</u>の規定に基づき、飯能市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項について協議する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。) <u>第7条第1項</u>の規定に基づき、飯能市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項について協議する。</p>

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十一月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百三十一号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

総務大臣 鈴木 淳司

財務大臣 鈴木 俊一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

内閣総理大臣 岸田 文雄

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二條第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二條第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四條第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二條第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四條第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の三の二第一項中「もの及び」を「もの並びに」に、「第十四條第二項」を「第十三條第二項の規定により所有者等(同法第五条に規定する所有者等をいう。以下この項において同じ。)に対し勧告がされた同法第十三條第一項に規定する管理不全空家等及び同法第二十二條第二項に改め、」(同法第十三條に規定する所有者等をいう。)を削る。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九條の三の二第一項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第二十条に規定する業務

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第十一号中「次項第二号若しくは第五号」を「次項第三号若しくは第六号」に改め、同条第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第二十一条の規定による情報の提供その他の援助を行うこと。

第十七條第二号中「同条第二項第四号」を「同条第二項第五号」に改め、同条第三号中「第十三條第二項第五号」を「第十三條第二項第六号」に改める。

第十九條第一項中「第二項第二号から第五号まで」を「第二項第三号から第六号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第二項第三号第五号」を「第十三條第三号若しくは第四号」に改める。

第二十二條中「第二項第二号若しくは第三号」を「第二項第三号若しくは第四号」に改める。

第二十八條中「第十三條第二項第五号」を「第十三條第二項第六号」に改める。

附則第七條第六項中「第五号」を「第六号」に、「第三号」を「第四号」に改める。

総務大臣 松本 剛明  
財務大臣 鈴木 俊一  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫  
内閣総理大臣 岸田 文雄

第十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならぬ。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。前項の規定により用途特例適用要件に関する事項については、協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができ、同法第一項において同じ。）は、都市計画法第六十二条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

第六條に次の一項を加える。  
 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。  
 第六條を第七條とする。  
 第五條第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。  
 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項  
 第五條第三項中「変更しようとする」を「変更する」に改め、同條を第六條とし、第四條の次に次の一條を加える。  
 (空家等の所有者等の責務)

第五條 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。  
 第九條の前に次の章名を付する。  
 第二章 空家等の調査

第九條第二項中「第十四條第一項」を「第二十二條第一項」に、「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。  
 第十條第三項中「の長」の下に、「空家等に工作物を設置している者」を加える。  
 第十一條中「第十三條まで」を「この條、次條及び第十五條」に改め、同條の次に次の章名を付する。  
 第三章 空家等の適切な管理に係る措置

第十六條の見出しを削り、同條第一項中「第十四條第三項」を「第二十二條第三項」に改め、同條第二項中「」の下に「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同條を第三十條とする。  
 第十五條の見出しを削り、同條を第二十九條とし、同條の次に次の章名を付する。  
 第八章 罰則

第十四條の見出しを削り、同條第十項中「命ぜられるべき者」の下に「（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）」を加え、「その者」を「当該命令対象者」に、「者」を「者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）」に、「その措置を」に、「相当の期限を定めて」を「市町村長は、その定めた期限内に命令対象者において」「に」とし、「その命じた者若しくは委任した者が、その措置を行うべき旨を」を「措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を」に改め、同條第十五項を第十七項とし、第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の二項を加える。

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるとき、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。  
 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

第十四條を第二十二條とし、同條の次に次の一章及び章名を加える。  
 第六章 空家等管理活用支援法人

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三條 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものとする。その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。  
 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。  
 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。  
 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四條 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行うおとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五條 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三條第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。  
 (情報の提供等)

第二十六條 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあつたときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するとき、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

# 参考

## (抜粋)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和五年六月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

### 法律第五十号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 空家等の調査(第九条―第十一条)
- 第三章 空家等の適切な管理に係る措置(第十二条―第十四条)
- 第四章 空家等の活用に係る措置(第十五条―第二十一条)
- 第五章 特定空家等に対する措置(第二十二条)
- 第六章 空家等管理活用支援法人(第二十三条―第二十八条)
- 第七章 雑則(第二十九条)
- 第八章 罰則(第三十条)

#### 第一章 総則

第二条第一項中「含む」の下に「第十四条第二項において同じ」を加える。

#### 第三章(国)の責務

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めよう努めなければならない。

#### 地方公共団体の責務

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

第八条を削り、第七条を第八条とする。

第六条第二項第六号中「第十四条第一項」を「第二十二條第一項」に、「同条第九項若しくは第十項」を「同条第九項から第十一項まで」に改め、「同条第四項中「変更並びに」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第三項中「定め、又はこれを変更した」を「定めた」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項の次に次の九項を加える。

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であつて、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」といふ)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」といふ)に関する事項を定めることができる。

等活用促進区域」といふ)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」といふ)に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を適した経済的社会的活動の促進に關し必要な事項

三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を適した経済的社会的活動の促進に關し必要な事項

空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八條第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三條第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七條第一項において「敷地特例適用要件」といふ)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三條第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上四メートル未満のものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参照して定めるものとする。

7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街地調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街地調整区域をいう。第十八條第一項において同じ)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七條第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八條第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」といふ)に関する事項を記載するとき

は、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四